

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 自動車税種別割関係

- (1) 初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車に係る税率の加重措置の適用対象を改めることとした。
。（附則第20条関係）
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る税率の軽減措置の対象となる自動車の初回新規登録の期限を、税率のおおむね100分の75を軽減するものについては令和8年3月31日まで、税率のおおむね100分の50を軽減するものについては令和7年3月31日まで、それぞれ延長することとした。（附則第20条関係）
- (3) その他所要の整備をすることとした。（附則第21条、附則別表第1関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）